

労務通信

2022.2月号

ワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで
取得できるようになりました



◆接種証明書アプリでできること

昨年12月20日から政府公式の「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」（以下、「接種証明書アプリ」という）の運用が開始されました。このアプリは、今まで紙のみでの発行だった「新型コロナワクチン接種証明書」（以下、「接種証明書」という）をスマートフォン上で取得することができ、アプリを起動すれば接種証明書をいつでも表示することができるというものです。

接種証明書には、氏名、生年月日、接種記録等のほかにそれらの情報を含んだ二次元コードが記載されているため、他のスマートフォン等から二次元コードを読み込むことで内容を確認することができます。また、海外用の接種証明書を取得すれば、海外渡航の際の入国審査時に利用できます。

◆接種証明書を取得する際に注意すべきこと

接種証明書アプリから接種証明書を取得するには、マイナンバーカードが必要（海外用の接種証明書の場合はパスポートも必要）です。また、マイナンバーカードを受け取った際に設定した4桁の暗証番号の入力も必要です。3回間違えるとロックされるのでご注意ください。

スマートフォンとマイナンバーカードを密着させてカードの情報を読み取り、接種時の自治体を選択すると、接種証明書が発行されます。なお、マイナンバーカードに旧姓併記がある方やパスポートに旧姓・別姓・別名の併記がある方は、現時点では接種証明書アプリからの接種証明書の取得はできないため、注意が必要です。

年末年始にかけ新型コロナウイルスの感染が再び拡大しています。今後の感染予防対策として、飲食店や観光施設の入場やイベント参加などの際に接種証明書アプリの活用や紙での接種証明書、陰性証明書の提示・確認が求められるケースが増えていくことも想定されます。

【デジタル庁：新型コロナワクチン接種証明書アプリ】

<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert>

労務の基礎知識

◆社会保険の随時改定を行う際の注意事項（1等級差でも随時改定を行う場合）

今回は社会保険の「月額変更届」の手続きについて説明します。

●「被保険者標準報酬月額変更届」とは

支給額や支給率が決まっている賃金を固定的賃金といい、基本給、役職手当、家族手当、住宅手当などがこれにあたります。昇給や降給、賃金体系の変更によって固定的賃金に大幅な変動があった場合は、実際に受ける報酬と標準報酬月額に大きな差が生じることとなります。したがって、実際の報酬にあった標準報酬月額に変更する必要がある、これを「随時改定」といいます。「被保険者標準報酬月額変更届」という書類で手続きを行うことから、実務上は「月変（げっぺん）」と呼ばれています。

●随時改定を行う条件

随時改定を行うには、次の3つの条件をすべて満たさなければなりません。

- ① 昇給や降給あるいは賃金体系の変更により固定的賃金に変動があった
- ② 変動月以後継続する3カ月とも支払基礎日数が17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上ある
- ③ 変動月以後3カ月間の報酬（時間外勤務手当等の非固定的賃金を含む）の平均額が該当する標準報酬月額と現在の標準報酬月額に2等級以上の差がある

①～③のうちの一つでも満たさなければ、随時改定を行う必要はありません。

※支払基礎日数とは、賃金の支払いの基礎となった日数です。

●1等級差でも随時改定を行う場合

標準報酬月額には上限と下限があるため、大幅に報酬が変動しても2等級差が出ないことがあります。次のような場合は1等級の差でも随時改定が行われることとなりますのでご注意ください。

区分	変動	現在の標準報酬月額	報酬の3カ月平均額	改定後の標準報酬月額
厚生年金保険	昇給	31等級 620千円	665千円以上	32等級 650千円
		1等級 88千円 報酬月額 83千円未満	93千円以上	2等級 98千円
	降給	32等級 650千円 報酬月額 665千円以上	635千円未満	31等級 620千円
		2等級 98千円	83千円未満	1等級 88千円
健康保険	昇給	49等級 1,330千円	1,415千円以上	50等級 1,390千円
		1等級 58千円 報酬月額 53千円未満	63千円以上	2等級 68千円
	降給	50等級 1,390千円 報酬月額 1,415千円以上	1,355千円未満	49等級 1,330千円
		2等級 68千円	53千円	1等級 58千円